

**YNU** 横浜国立大学  
YOKOHAMA National University

Initiative for Global Arts & Sciences



# 研究者の作法

**横** 浜国立大学は、「実践性」「先進性」「開放性」「国際性」の精神の下に、世界の学術研究と教育に重要な地歩を築く努力を重ねています。また、この一環として、自由な発想を支える柔軟なシステムのもと、広く内外の研究者と協調して、社会と自然およびそこに生きる人間の問題に関し先進的な研究を遂行し、各学問分野における人類の将来に向けた的確な提言を行っています。さらに、研究の成果を広く発信し、国、地方公共団体、産業界、市民社会、諸外国が抱える課題の解決に寄与するため、独創性・有用性・新規性・未来可能性などを備えた研究成果の還元に努めています。このリーフレットは横浜国立大学の研究者が誇りと社会への責任感をもって研究を遂行するための基本的な心構えを記したものです。



## 研究の 遂行

まだ誰も知らない真理の探求、誰も成功していない技術の開発、独創的な作品の創造、新しい社会システムの構築などにより新しい学問を作り出すことが、研究者の役割です。一般に学問は過去の研究成果の蓄積によって築かれるものであり、研究にはオリジナリティーが必要です。他者が同様の研究を行っていないか、つねに同じ分野の研究動向を調べて研究を行いましょう。他に同様の研究が行われている場合、その研究を尊重し、不当に過小評価したり、無視したりすることは避けましょう。

- 研究の意義など研究の価値を見定め、所属する分野および社会に対して有益となるような研究を構想しましょう。
- 研究の自由は、人権保護や関係法令等の遵守など守るべき義務と責任を果たしてこそ保障されるものであることを理解しましょう。
- データ類を扱う研究においては、つねに研究ノートに日付とともに、データおよび測定法や測定条件を記録しましょう。いつどこで研究が行われたかを記録することは、研究の優先権を主張する際にも重要です。
- 実験をデザインする時は、再現性を確認できる系を検討しましょう。再現性のない実験結果は科学的な信頼性が低く、実験系の再検討や再実験を要します。
- 数値データや画像、研究ノート等の資料や実験・標本等の試料は、自己の責任において一定期間（原則として資料10年間、試料5年間）適切に管理・保存しましょう。

## 研究 インテグリティ の確保

研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されています。このような新たなリスクに対応するため、安全保障輸出管理、知的財産管理、サイバーセキュリティ対策、研究データ保護、外国人訪問者の管理、研究室アクセス管理など研究セキュリティの強化に努めることが研究者にいっそう求められています。

- 本学の規則等に従い、研究関連情報に関する手続き（兼業届、輸出管理確認シート、利益相反自己申告書の提出など）を適切に行いましょう。
- 外国の機関・大学等との兼業、共同研究や学术交流等に伴うリスクに留意し、懸念がある場合には研究インテグリティ相談窓口を確認しましょう。
- 研究に関する秘密保持や個人情報保護などに適切に配慮・対応しましょう。
- 研究倫理教育(APRIN eラーニングプログラム)を定期的(原則として3年毎)に受講しましょう。

## 研究成果 の発信

研究成果を学会や研究会で発表して学術的検証を受けることにより、さらなる研究展開の起点とすることができます。研究を深め、最終的には論文等として公表して知識を共有することで研究成果を社会に還元し、社会責任を果たしましょう。

- 他の研究者による成果（学術論文・書籍・記事など）を尊重しましょう。自らの成果を発信する際は自分の研究の位置づけを正確に行い、ヒントを得た他の研究は必ず引用文献として提示しましょう。適切な出典の記載が無い場合、著作権に抵触する恐れもあります。
- 発表や公表を行う際は、研究に関わった実質の関係者を不当に扱うことなく共著者に加え、試料提供など寄与の少ない関係者は謝辞に載せるなど、適切なオーサーシップに配慮しましょう。
- 先進的な研究成果については、まず速報などとして公表し、後で詳しいデータをまとめた上で論文として公表することも検討しましょう。
- 公表済みである論文と同一の情報を別の学術雑誌に投稿する行為は二重投稿とみなされます。研究者の信頼性と価値を損ねる結果となりますので、注意が必要です。
- 論理展開を十分吟味して論文を書きましょう。論理の飛躍や破綻がないか、断片的な内容になっていないか、慎重に確認しましょう。複数の研究者で論文の内容を議論することも重要です。

# 研究に関する不正行為を見つけたら

本学では「横浜国立大学における研究活動行動規範」  
(<https://www.ynu.ac.jp/research/fair/keep.html>)  
を定め、研究の不正を行わないことを宣言していますが、  
行動規範に反する不正行為が不幸にも発生した場合、原因の  
究明と措置についても大学は責任をもち、再発を防ぎます。

横浜国立大学では公正な研究活動確保のため、  
「学術研究部会」「公正研究総括責任者（研究担当理事）」  
を設置しています。

不正行為の通報や相談は、公正研究総括責任者  
または相談の窓口（研究・学術情報部研究推進課）を  
通じてだれでも行うことができます。

通報を受けて学術研究部会は調査を行い、不正行為を  
認定した場合には適切な措置をとります。

※詳細については  
「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則」を参照してください。

## 研究に関する不正行為相談の窓口

横浜国立大学 研究・学術情報部研究推進課

電話：045-339-3030

電子メール：[kousei.kenkyu@ynu.ac.jp](mailto:kousei.kenkyu@ynu.ac.jp)

## 研究インテグリティ相談窓口

<https://www.ynu.ac.jp/research/fair/integrity.html>



令和5年1月

編集・発行：横浜国立大学 研究推進機構